

境港市民交流センター（仮称） 管理運営計画検討委員会 資料（第8回）



平成31年2月13日（水）

境港商工会議所 1階 展示室

境港市教育委員会事務局生涯学習課

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の事業計画（案）

【基本理念】

市民が集い、安心できる、交流と防災の拠点づくり
～みんなが集まる広場のような複合施設～

- 基本方針1：地域の文化をつくり、育て、未来へ伝える
- 基本方針2：常に賑わいを生む
- 基本方針3：人材を育てる
- 基本方針4：情報の収集、発信、提供の拠点
- 基本方針5：誰もが使いやすい管理運営
- 基本方針6：市民と自衛隊との交流促進

【事業計画】

ホール

- 主な事業
 - ・コンサート
 - ・演劇・舞踊公演、映画上映、講演会、式典等
 - ・学校活動の支援
 - ・市民活動の支援
 - ・伝統文化の継承
 - ・平土間の有効活用
 - ・災害時の避難所
 - ・自衛隊員との交流

図書交流広場

- 主な事業
 - ・幅広い資料・情報の収集と提供
 - ・資料・調査相談（レファレンス）機能の充実と各種支援
 - ・地域の特性を活かした資料の充実と提供
 - ・デジタルアーカイブによる情報提供等
 - ・県内全域図書館との連携
 - ・学校図書館支援等
 - ・様々な利用者に向けたサービスの提供
 - ・市内全域サービス
 - ・サポータークラブ
 - ・各種行事の開催
 - ・情報発信
 - ・防災・自衛隊の関連資料の展示
 - ・自衛隊員との交流

会議室 (リハーサル室)

- 主な事業
 - ・美術作品展示等
 - ・音楽活動の支援
 - ・貸館事業
 - ・各種講座や学習会等の開催
 - ・自衛隊員との交流

福祉

- 主な事業
 - ・地域の見守り・支え合いの啓発や体制づくり
 - ・高齢者等に対するの生活支援
 - ・障がい児・者への支援
 - ・児童福祉施策の展開
 - ・生活困窮者等の相談対応、食糧援助、リユース品の提供
 - ・介護予防のための体操教室等の開催
 - ・ボランティアの育成のための講座等の開催
 - ・イベントの開催
 - ・福祉バスの運行

交流・防災

- 主な事業
 - ・気軽に立ち寄れる場の提供と柔軟な運営
 - ・カフェの営業
 - ・ミーティング、自習コーナーの提供
 - ・エントランス等での展示、啓発
 - ・災害時の防災拠点

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の事業計画（案）

（２）図書交流広場

| 主な事業 | 検討内容 |
|----------------------------|--|
| ①幅広い資料・情報の収集と提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○赤ちゃんからお年寄りまですべての世代の人々が訪れやすい・気軽に利用できる管理運営 ○資料の充実・レファレンス機能の充実など市民ニーズに応える管理運営 ○本市の地域特性を活用できる管理運営 |
| ②資料・調査相談（レファレンス）機能の充実と各種支援 | <p>事業方針（案）</p> |
| ③地域の特性を活かした資料の充実と提供 | ①知の拠点として市民の要求に応えるため、資料を充実させます。また、郷土・行政資料の収集・保存・提供を行います。 |
| ④デジタルアーカイブ※による情報提供等 | ②利用者が必要とする情報やそのために必要となる資料の提供を充実させ、市民や地域の課題解決を支援します。（生活情報、医療情報、調査研究やビジネス支援等） |
| ⑤県内全域図書館との連携 | ③本市の基幹産業である水産業や魚、また例えば妖怪など地域特性を生かした資料を充実させます。 |
| ⑥学校図書館支援等 | ④利用者の利便性向上のため、文化財、行政資料、図書情報の電子化や新聞記事のオンラインデータベースの導入などを進めます。 |
| ⑦様々な利用者に合ったサービスの提供 | ⑤県立図書館・県内の公立図書館・大学図書館等と連携して、市民に質の高い図書サービスを提供します。 |
| ⑧市内全域サービス | ⑥幼・保・学校・子育て支援拠点施設と連携し、団体貸出等の支援を行います。また、ブックスタート事業等を支援します。 |
| ⑨サポータークラブ | ⑦赤ちゃんからお年寄り、子育て世代、来館困難者、障がい者、外国人等全ての人が快適に利用できるサービスの推進に努めます。 |
| ⑩各種行事の開催 | ⑧市内どこに住んでいても、図書交流広場の図書が利用しやすいように、 学校、公民館や移動図書館車 などを活用した環境整備に努めます。 |
| ⑪情報発信 | ⑨図書交流広場の取り組みを応援していただくボランティアと連携を図り、 市民と協働による 図書交流広場づくりを目指します。 |
| ⑫防災・自衛隊の関連資料の展示 | ⑩講演会、 講座 、お話し会、各種イベントなどを開催し、 みんなが 気軽に訪れ交流できる場の提供に努めます。 |
| ⑬自衛隊員との交流 | ⑪広報誌やホームページ・SNS等を活用した情報発信に努めます。 |
| | ⑫防災・自衛隊に関連した資料収集・展示をすることにより、防災や自衛隊活動への理解の促進を図ります。 |
| | ⑬自衛隊員によるお話し会や講演会の開催及び自衛隊関連のイベント等を企画し、自衛隊活動への理解を深める取組を展開します。 |

※デジタルアーカイブ：有形・無形の文化資源等をデジタル化して記録保存を行うこと

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の事業計画（案）

（４）福祉

| 主な事業 | 検討内容 |
|----------------------------|--|
| ①地域の見守り・支え合いの啓発や体制づくり | ○市民が気軽に利用できる管理運営 ○市民の健康や福祉等の増進が図れる管理運営 |
| ②高齢者等に対しての | 事業方針（案） |
| 生活支援 | ①高齢者や障がいのある方などの日常の困り事や災害に備えて、地域の見守り・支え合いの啓発や体制づくりを支援し、人権擁護の精神を持って誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。 |
| ③障がい児・者への支援 | ②地域で自立した生活が送れるように高齢者等の方の見守りや福祉サービス等を提供・援助します。 |
| ④児童福祉施策の展開 | ③障がいや難病のある方が地域で自立した生活が送れるよう、必要な福祉サービス等の利用調整を行います。 |
| ⑤生活困窮者等の相談対応、食糧援助、リユース品の提供 | ④ひきこもりやいじめ・不登校などの個人や家族の力では解決できない、また、制度や施策だけでは補うことのできない新たな福祉課題や福祉ニーズに対応する、きめ細かい福祉活動を展開します。 |
| ⑥介護予防のための体操教室等の開催 | ⑤生活のしづらさを抱える人の自立に向け、相談をはじめ、資金援助や食料等現物給付などを行うことで、自立的生活ができるよう支援します。 |
| ⑦ボランティアの育成のための講座等の開催 | ⑥運動機能の低下がみられる高齢者を対象に、健康運動指導士などによる介護予防のための体操教室を開催します。 |
| ⑧イベントの開催 | ⑦福祉人材の養成や確保に向けて、各種ボランティア講座や研修会を開催し、地域福祉を担う人づくりに取り組みます。 |
| ⑨福祉バスの運行 | ⑧子どもたちの健全育成や障がいのある方との交流と親睦を深めることなどを目的として、市民参加を基とした様々なイベントを開催します。 |
| | ⑨市民の健康増進、教養の向上、社会参加及びレクリエーション等への支援のために福祉バスを運行します。 |

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の事業計画（案）

（５）交流・防災

| 主な事業 | 検討内容 |
|---------------------|--|
| ①気軽に立ち寄れる場の提供と柔軟な運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○みんなが気軽に利用できる管理運営 ○市民に安心を与えることができる管理運営 |
| ②カフェの営業 | 事業方針（案） |
| ③ミーティング、自習コーナーの提供 | <p>①みんなが気軽に訪れる施設として、Wi-Fiの整備や市政情報の発信などを行うとともに、エントランスホールやカフェなどの交流空間や境中央公園などを活用することで、世代を越えてコミュニケーションが図れる場を目指します。</p> |
| ④エントランス等での展示、啓発 | <p>②みんなが、くつろいだり、交流したりなど、ゆったりとした時間をこの施設で過ごすことができるよう、カフェスペースを提供します。</p> |
| ⑤災害時の防災拠点 | <p>③個人から、少人数での打ち合わせなど、できるだけ利用者が自由に利用できる場を提供することにより、様々な出会いによる交流と賑わいの創出を図ります。</p> |
| | <p>④エントランスやロビーなどを、市民の作品等を展示する場として有効利用することにより、発表の機会を提供するとともに、訪れた人に対し新たな活動への参加意欲を高めます。またエントランスやロビーなどを活用して、日頃から防災や交流についての啓発活動を行います。</p> |
| | <p>⑤平常時には、防災意識の普及啓発や情報発信等に努め、災害時には、市の災害対策本部等を設置し、施設全体を活用して、被災者の受入、防災備蓄品の配布、災害ボランティアの受付などを行う防災拠点を目指します。</p> |

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の管理運営体制（案）

○管理運営体制の基本的な考え方

施設の管理運営については、以下の管理形態を基本として検討し、効率的かつ効果的な運営体制を構築します。

| 機能名 () 内は現状 | 現状 | | | 境港市民交流センター（仮称） ※市案 | |
|-----------------|----------------|--------|-------------------|-----------------------|--|
| | 所管課 | 管理運営形態 | 管理団体 | 管理運営形態 | 理由 |
| ホール (市民会館) | 教育委員会 生涯学習課 | 指定管理者 | (一財)境港市 文化振興財団 | 指定管理者 | ・管理運営のためのノウハウが必要 ・舞台、音響、照明の各スタッフが必要 |
| 図書交流広場 (図書館) | 教育委員会 生涯学習課 | 直営 | — | 直営 | ・事業の継続性や安定性が必要 ・専門的知識・経験を有する職員の 継続的配置が必要 |
| 会議室 (市民会館) | 教育委員会 生涯学習課 | 指定管理者 | (一財)境港市 文化振興財団 | 指定管理者 | ・ホールとの連携が必要 |
| 福祉 | — | — | — | 市有財産 貸付契約 | ・(社福)境港市社会福祉協議会が入 居するため |
| 防災 | — | — | — | 直営 | ・自治防災課が入居するため |
| カフェ | — | — | — | 市有財産 貸付契約 | ・民間事業者等が入居するため |

○効率的な管理運営体制の構築

本施設は、ホール、図書交流広場、会議室、福祉、交流・防災からなる複合施設であり、各機能にそれぞれ管理運営団体が入居します。

そのため、様々な機能が管理運営に関わる全体調整や機能間連携を図る必要があることから、今後、施設を総合的にプロデュースする館長の必要性や、各施設の管理運営団体の代表者等で構成する運営協議会の設置を検討します。

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の施設管理計画（案）

○利用規則（休館日、開館時間等）の基本的な考え方

本施設は、ホール・音楽機能をはじめとし、図書交流広場、会議室、福祉、防災拠点等の導入機能を集積した複合施設です。複合施設のメリットを活かしながらも、既存施設等との連携に配慮したわかりやすい利用規則とします。

施設運営のために必要な利用規則の基本的な方針は次のとおりとします。

（１）休館日について

- ・原則として、年末年始（12月29日から1月3日まで）を休館日とします。
- ・施設のメンテナンス等が必要な場合には、市民の利用に支障のない範囲で臨時の休館日を設けます。

（２）開館時間について

- ・施設全体の開館時間及び閉館時間は次のとおりとします。

8：30～22：00

（３）各機能の利用時間について

各機能の開館時間及び閉館時間は、既存の各施設の設置条例等に基づきながらも、新たに設定するものとし、複合施設であることを考慮しつつ、一体的に利用するケースを想定し、柔軟な利用（**図書交流広場やホールの催しと連携したカフェのオープンなど**）が可能になるように配慮します。

それぞれの利用時間、休館日等は以下の区分に基づいて検討します。

| 施設名 | 平日 | 土、日、祝日 | 個別の休館日 |
|--------|-------------|------------|----------|
| ホール | 9:00～22:00 | | |
| 図書交流広場 | 9:30～18:30 | 9:30～18:00 | 第2木曜日、月末 |
| 会議室 | 9:00～22:00 | | |
| 福祉 | 8:30～17:15 | | 土、日、祝日 |
| 防災 | 8:30～17:15 | | 土、日、祝日 |
| カフェ | 10:00～18:00 | | 年60日程度 |

※「カフェ」については、最低限の利用時間等とし、今後決定する実施主体と協議を行います。

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の施設管理計画（案）

○市民参加の推進の基本的な考え方

本施設では、多くの市民が事業や活動に積極的に参加していただき、市民自身が成長していくことが、管理運営計画検討委員会の中で求められています。

これまでの検討を踏まえ、施設の運営において次のような市民参加の実現に向けた取り組みを推進します。

| 分 類 | | 概 要 | 具体的な活動内容 |
|--------|----------------|---|--|
| 事業への参加 | 鑑賞者としての参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業等を多くの市民が鑑賞することにより、施設の認知度が上がり、事業の質の向上や施設の有効活用へのつながりも期待できます。 ・会員組織（友の会等）への参加により、間接的に施設の事業や運営を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞事業への参加 ・会員組織（友の会等）への参加 |
| | 参加型事業への参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞するだけにとどまらず、実施する事業等に出演者やスタッフとして参加します。 ・舞台芸術や美術作品の創作だけではなく、ワークショップなどを通じて、人材育成と市民のネットワーク構築を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型事業への参加 ・ワークショップへの参加 ・芸術文化体験事業への参加 |
| | 事業企画・推進役としての参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体的にニーズに合う事業を企画し、実施します。 ・各種講座などの実施により、施設から活動を仕掛け、人材育成と情報発信を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業企画、制作への参加 |
| 運営への参加 | | <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業や施設運営に補助的に参加します。専門的な知識がなくても、講習の受講や経験のある市民からの指導により業務を行います。 ・舞台技術などの専門性が求められる裏方業務については、研修を重ねた上で技術スタッフとして運営に参加します。 ・有償のボランティアとして活動する場合も想定します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営支援（チケットもぎり、誘導、記録等） ・鑑賞事業支援 ・施設運営支援（清掃等） ・広報、宣伝支援 ・図書交流広場運営支援（図書の整理、修復等） |

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の広報宣伝計画（案）

○広報宣伝計画の基本的な考え方

愛称などによる施設のイメージの定着と施設の様々な情報発信を行うことにより、事業や運営への市民の参加・参画を促すとともに、施設に対する愛着と関心と深め、みんなが集まる広場のような複合施設として利用拡大を図ります。

また、多様な広報を通じて施設内容やサービスを周知することで貸館利用を促進します。

広報宣伝計画については、下記の「広報宣伝の手法」を基に検討していくほか、**近隣の類似施設などの関係機関と協力・連携した情報発信も検討します。**

○広報宣伝の手法

| 区 分 | 理 由 |
|----------------|---|
| 愛称の募集 | 親しみやすさを感じていただき、施設への愛着を持ってもらい、多くの市民に活用していただくようにします。 |
| ロゴマークの募集 | 施設のイメージを表現した、誰もが分かりやすく、親しみやすいロゴマークを活用して、認知度の向上を目指します。 |
| パンフレットの作成 | 施設全体の紹介を行うパンフレットを作成し、事業や運営内容の周知を図ります。施設を利用した営業、事業誘致に活用します。 |
| ホームページ等の作成 | わかりやすいホームページを作成し、施設の事業計画等について速やかに情報提供します。また、施設の予約や市民参加の募集などに活用します。 |
| 広報紙の発行等 | 事業に対する市民の期待感の高揚を図り、参加する市民の増加につなげるとともに、多くの市民に施設情報の周知を図ります。 |
| 専門誌等への情報掲載 | 事業について情報提供を図るほか、施設の情報を地域だけでなく、全国にもPRする機会とします。 |
| メディアの活用 | 地域に密着した情報発信の媒体として、 テレビ、ラジオ、新聞やSNSなどのメディアを活用し 、事業やイベントなどの告知を行い、集客性の向上を図ります。 |

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の収支計画（案）

○収支計画の基本的な考え方

施設は公共施設であり、各機能は「文化・芸術」及び「交流・防災」の拠点として運営を行います。

本施設のような文化施設では、多額の運営・維持管理経費が必要となる一方、市民の利用しやすい利用料金、入場料等に配慮することから、支出額と同等の収入を得ることが難しい収支構造となっています。

しかしながら、収支を的確に把握することで適切な管理運営に努め、収入を財源とする自主事業は積極的に利用者を獲得するほか、外部の助成金等を活用し、多様な事業展開を図ります。

管理を市直営とする場合は、市が運営費を負担し、指定管理者とする場合は、利用料金や自主事業の入場料等の収入を指定管理者が収入し、施設の運営費の一部に充てることできるようにします。

以上を踏まえ、収支の基本的な考え方を次のとおりとします。

○事業を継続的に展開するために必要な経費の確保に努めます。

○施設・設備等を良好な状態に保ち、文化・芸術、交流・防災の拠点としての機能を維持するため、維持管理に必要な経費の確保に努めます。

○経営的な視点を持ち、外部からの資金調達を行うなど、財源確保に努め、収支のバランスを意識した運営を行います。

○収入

一般的な公共文化施設の収入には、次の項目があります。

| 項 目 | 内 容 |
|---------|------------------------------|
| ①使用料収入 | 貸館事業における施設使用料、付帯設備使用料 |
| ②自主事業収入 | 事業における入場料や参加料、外部からの助成金や協賛金など |
| ③雑収入 | チケット販売委託や自動販売機による収入など |
| ④指定管理料 | ※指定管理者制度導入の場合 |
| ④市の予算 | ※直営の場合 |

- ・使用料収入は、収入の大きな柱です。料金設定については、受益者負担の考え方を基本として、適切な料金を設定します。
- ・質の高いサービスや事業を展開していくためには、収入をできるだけ確保する必要があることから、民間や公的機関などの助成制度を積極的に活用します。

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の収支計画（案）

○支出

一般的な公共文化施設の支出には、次の項目があります。

| 項 目 | 内 容 |
|--------|--------------------------------------|
| ①事業費 | 主催事業等に係る経費 |
| ②人件費 | 施設運営や事業を展開していくために配置が必要な職員に係る経費 |
| ③維持管理費 | 設備メンテナンス、警備、清掃、舞台設備保守点検等に係る経費や光熱水費など |
| ④事務費 | 各種機器のリース代や消耗品費、保険料など施設の運営業務に必要な経費 |

- ・ 主催事業等は、費用対効果、長期的成果などを十分に検討した上で実施します。優れた鑑賞事業や市民参加による創作事業、アーティストによる創作事業など、多様な事業を展開していくことを考慮して、一定の事業費を確保します。
- ・ 職員の人数は、事業計画と密接な関連があるため、一定水準の事業を継続的に実施していくために必要な組織体制についての検討と合わせて試算を行います。専門的な職能や人材を配置する中で横断的に業務を遂行できる柔軟な組織体制を構築し、適切な人件費で運営を行います。
- ・ 保守点検費、警備・清掃費、光熱水費など建物や設備の維持管理に係る費用については、開館時間等を基に適正に試算します。また、施設・設備の機能を維持するため、中長期的な視点により、修繕費や改修費を試算し、計画的な維持管理に努めます。
- ・ 運営関係の事務費として、消耗品費、保険料、通信料など必要経費を適正に確保します。

○収支試算

収支試算にあたっては、収支バランスを意識する運営目標を明確にした上で、収支の試算を行います。

収支計画においては、管理者や人員配置など、今後の具体的な検討の中で決定すべき要素を含んでいるため、管理運営体制や事業計画の決定に合わせて、支出の試算を行います。

また、収入の試算については、チケット収入などの獲得目標を明確化し、収入分も見込んだ実質負担額の想定を行います。

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の収支計画（案）

○収支のイメージ（指定管理者の場合）

【収入】

| | | | |
|------------------------------|-------|---------------------------|-----------|
| 使用料収入 （施設、備 品の貸出 料） | 指定管理料 | 入場料収入 （チケット代、 参加料等） | その他 収入 |
|------------------------------|-------|---------------------------|-----------|

【支出】

| | | | | | |
|-------|-----|------|-----|------|-----|
| 管理運営費 | | | | | 事業費 |
| 人件費 | 管理費 | 光熱水費 | 事務費 | 修繕費等 | |

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の開館準備計画（案）

○開館準備計画の基本的な考え方

開館までに行われる業務は多岐にわたります。その中でも主要な項目は次のとおりとなります。

（１）施設設置条例の制定

施設設置条例で、基本的な規則（開館時間、休館日、料金など）等を定めます。

（２）イベントの開催

本施設の開館後にスムーズに運営するためのノウハウを構築するとともに、文化・芸術や図書に関心を持つ市民の拡大を図ることによって事業及び活動への市民参加を促進していくためのイベントの開催を検討します。

（３）施設の窓口としてのホームページの充実

施設の対外的窓口としてのホームページを、利用者の立場に立ちながら構築し運営します。ホームページについては、分かりやすさ、使いやすさ、優れたデザインなどに配慮します。

（４）開館記念事業の実施体制の準備

施設の開館にあたり開催する開館記念事業及び開館記念式典等の企画、制作を行います。

開館記念事業で行う鑑賞事業は、出演者の選定等を早期から開始する必要があります。また、市民参加型事業については、参加する市民との関係構築を開館前から行う必要があるため、運営主体の決定及びスタッフの早期配置を検討します。

（５）施設利用の受付開始

運営主体及び利用規則等の決定後、利用案内の作成、広報等、十分な準備を行った上で、利用者に配慮し、適正な時期に施設利用の受付を開始することを検討します。

（６）開館に向けての事前広報の実施

開館に向けた期待感を一層高めるため、開館前から本施設を広くアピールする広報活動を行います。広報活動を通して市民との相互コミュニケーションを図ることで、市民参加につなげます。

また、開館後の施設の利用促進を図るために、利用規則等が決定後、速やかに施設利用に関する広報活動についても積極的に実施することを検討します。

境港市民交流センター（仮称）の開館に向けての準備を滞りなく行うことで、開館前から市民参加の促進や期待感の高揚を図り、開館後、本施設が基本理念であります「市民が集い、安心できる、交流と防災の拠点づくり ～みんなが集まる広場のような複合施設～」となるよう取り組みます。